

一般社団法人日本糖質制限医療推進協会 賛助会員規約

一般社団法人日本糖質制限医療推進協会（以下「弊会」といいます）は、弊会の賛助会員登録者（以下「会員」といいます）に対する規約（以下「本規約」といいます）を以下の通り定めます。弊会は本規約に基づき会員特典を提供します。必ず本規約をお読みいただき、同意いただいたうえでご登録ください。

第1条 本規約の適用及び範囲

1. 本規約は、会員が会員特典を利用する際の一切に適用されます。会員は会員登録をすることにより、本規約に同意したものとみなされるものとします。
2. 会員特典上において、各種特典ごとに個別に定めている規約、利用案内、注意事項、利用上の決まり（以下「利用規約等」といいます）などは、名目の如何にかかわらず、本規約の一部を構成するものとします。
3. 本規約の定めと利用規約等の定めが異なる場合は、当該利用規約等の定めが優先して適用されるものとします。

第2条 本規約の変更

1. 弊会は、会員の承諾を得ることなく本規約を変更することがあるものとし、会員は予めこれを承諾するものとします。この場合、会員特典の条件は、変更後の規約によります。
2. 弊会が本規約を変更した場合、弊会は、弊会ウェブサイト上において告知するか、またはその他弊会が適当と判断する方法で会員に通知するものとします。

第3条 会員特典の内容

1. 会員特典とは、弊会が提供する会員サービスであり、弊会は会員登録を前提として各種サービスを提供します。
2. 弊会への会員登録にあたり、月または年会費が発生します。会費については別途定めることとします。
3. 各種サービスについて、弊会が別途、利用規約等および料金を定めているサービスの利用を希望する場合には、会員は弊会所定の方法により別途申込みものとします。
4. 弊会は、会員の事前の承諾を得ることなく、本サービスの内容、企画および仕様を変更することができるものとします。

第4条 会員

1. 会員とは、本規約に同意いただいた上、弊会所定の手続に従い会員登録を申請し、弊会がこれを承認した方をいいます。
2. 賛助会員には、個人名で会員登録する賛助個人会員と、屋号、法人名など団体名で会員登録する賛助団体会員の二種を設けます。

第5条 会員登録

1. 入会希望者は、弊会ウェブサイトの会員登録ページから又は書面にて、弊会所定の方法に従い会員登録申請を行うものとします。
2. 弊会は前項の申請に対し、申請内容に虚偽が無いことを条件として申請を承認するものとします。
3. 入会希望者の申請内容に虚偽の事項が含まれている場合、および入会希望者が過去に本規約に違反したことなどにより会員登録の抹消などの処分をうけていることが判明した場合、その他申請を承認することが不適当であると弊会が判断する場合には、当該申請を承認せず、または一旦承認した会員登録を取り消す場合があります。
4. 入会希望者が未成年の場合は、親権者の同意を得て申請するものとします。

第6条 変更の届出

1. 会員は、弊会に届出ている内容に変更が生じた場合には、会員情報の変更のページ等の弊会所定の方法で、すみやかに弊会に届け出るものとします。
2. 前項の届け出がなかったことで、会員が不利益、損害を被ったとしても、弊会は一切責任を負いません。

第7条 通知

1. 弊会から会員への通知および連絡は、原則として、電子メールまたは電話もしくは弊会ウェブサイトへの掲示、その他弊会が適当と判断する方法により行うものとします。
2. 会員が登録したメールアドレス宛に弊会から送信した通知については、当該電子メールが通常到達すべき合理的期間を経過した時点で会員に通知されたものとみなされるものとします。

一般社団法人日本糖質制限医療推進協会 賛助会員規約

第8条 ID およびパスワードの管理

1. 会員は、ID、パスワードの使用・管理に一切の責任を負うものとし、定期的にパスワードを変更し不正利用の防止に努めるものとしします。
2. 会員は、ID およびパスワードを第三者に譲渡、貸与、開示してはならないものとしします。
3. 弊会は、会員の ID およびパスワードを利用して行われた一切の行為を当該会員自身の行為とみなすことができるものとしします。会員は、ID およびパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用などに起因する損害につき自ら責任を負うものとしします。
4. 会員は、ID およびパスワードが第三者によって不正に使用されていることが判明した場合には、直ちに弊会に連絡するものとしします。

第9条 無料会員特典

会員は、別途定める会員特典を無料で利用できるものとしします。

第10条 有料会員特典

1. 弊会は、会員に対し、別途定める有料会員特典を会員割引にて提供します。割引率については、各サービスごとにその都度決定し、弊会ウェブサイト上などに明示するものとしします。
2. 会員は、有料会員特典の全てにおいて、常に会員割引が適用されるとは限らないことを承諾するものとしします。
3. 有料特典の利用料金の課金方法には、利用期間が設定されている有料特典を購入後、解約するまで会員が指定した支払い方法より所定の利用料金が自動的に継続して支払われる課金方法(以下「継続課金」といいます)と、利用期間が設定されている有料特典を購入する際に利用期間に応じた利用料金を事前に支払う形で、もしくは利用期間が設定されていない有料特典の対価を支払う形で、購入の都度利用料金を支払う課金方法(以下「都度課金」といいます)があり、選択できる課金方法は有料特典ごとに異なるものとしします。
4. 弊会は、会員の事前の承諾を得ることなく、各有料特典の内容、企画および仕様を変更することができるものとしします。

第11条 月会費

1. 「月会費」とは、毎月1日から末日までを1会員資格保持期間および1課金単位として定められた会費のことを言います。
2. 弊会は、月会費の日割り計算は行わず、月の半ばで入会もしくは退会した場合でも、入会した月もしくは退会した月においてそれぞれの月における月会費は全額課金されるものとしします。
3. 月会費の支払方法は、継続課金のみとしします。
4. 月会費を継続課金にて支払う場合においては、毎月1日に月額サービスが購入の状態であればその月の利用料金が会員の指定した支払い方法により自動的に支払われ、月末日までに解約の申し出がない限り、その月額サービスの利用料金は、翌月も継続して支払われるものとしします。
4. 継続課金にて月会費を支払い、当月の半ばで一度弊会を退会した後、当月において同一月中に再度、継続課金にて再入会した場合には、当月の会費は再課金しないものとしします。
5. 弊会は、事前に、弊会ウェブサイト上において告知、あるいは、その他弊会が適当と判断する方法で会員への通知することをもって、月会費を変更できるものとし、会員はこれを承諾するものとしします。

第12条 年会費

1. 「年会費」とは、入会月を起算点とした1年間(入会月から 12 ヶ月後の月末)までを1会員資格保持期間および1課金単位として定められた会費のことを言います。
2. 一旦納入された年会費は、会員が会員資格保持期間途中で退会する場合でも、返金しないものとしします。
3. 年会費の課金方法は継続課金のみとし、入会2年目以降も自動的に課金されます。
4. 退会を希望し、入会2年目以降の課金を望まない会員は、会員資格保持期間最終月末までに、退会する旨を弊会に通知するものとしします。
5. 退会を希望する会員が期間内に通知を怠った場合、2年目以降の年会費が課金され、当該会員は、支払の拒否ができないこと、または既に支払った会費の返還を求めないことに同意するものとしします。

第13条 会費および有料サービスの支払い

1. 会員は、会費の支払い方法を、月会費または年会費から選択できます。
2. 月会費または年会費および有料サービスの支払いは、本人名義の有効なクレジットカードによる決済による支払い、銀行振込、その他弊会が別途定める支払い方法としします。

一般社団法人日本糖質制限医療推進協会 賛助会員規約

第14条 クレジットカードでの支払い

1. 会員は、理由の如何に関わらず、指定したクレジットカードの会員番号等に変更があった場合には、弊会が別途定める方法にて変更手続きをおこなうものとします。
2. その他の支払について、会員は指定したクレジットカード会社との間で別途契約する条件に従うものとし、会員と当該クレジットカード会社等の間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、弊会には一切責任はないものとします。

第15条 退会、有料特典の解約、利用停止

1. 継続課金にて会費を支払う会員が、退会する場合は、弊会所定の方法にて申し出るものとし、会員より退会申請があった時点をもって、会員資格を喪失し、各種特典の利用も終了するものとします。
2. 会員が、都度課金にて購入した利用期間が設定されている有料特典について、利用期間が終了する前に弊会を退会した場合には、退会申請があった時点をもって、当該有料特典の利用も終了するものとします。
5. 利用期間が設定されている有料特典について、利用期間の途中で退会、解約等があった場合であっても、弊会は、利用料金の返金等は、課金方法、利用期間の残存日数にかかわらず一切おこなわないものとします。都度課金にて複数の課金単位に応じた利用期間を購入したことにより、1課金単位以上の残存する利用期間がある場合も、同様に、弊会は一切返金等をおこなわないものとします。
6. 弊会は、会員が、本規約のいずれかに違反した場合には、事前に告知することなく、有料特典の利用を停止することができるものとします。この場合、利用停止の対応をおこなった月までの利用料金が発生するものとし、また都度課金にて複数の料金月の利用期間を登録したことにより、利用停止の対応をおこなった時点以降に1課金単位以上の残存する利用期間がある場合でも、弊会は一切返金等をおこなわないものとします。
7. 利用期間が設定されている有料特典の解約もしくは利用停止をもって、当該有料特典に付随する都度課金にて購入した有料特典の利用も終了するものとします。
8. 継続課金の会員において、有料特典の割引適用のみを目的とした一時的な入会(イベント参加時に合わせて入退会を繰り返すなど)と判断される行動がある場合、会員資格を停止し、その後の入会は認めないものとします。

第16条 利用環境の整備

会員は、各種会員特典を利用するために必要な通信機器およびソフトウェア、インターネット接続などの契約の締結等を自らの責任と費用で用意し、自己の費用と機器をもって本特典が利用可能な状態に置くものとします。

第17条 譲渡禁止

会員は、会員としての地位及び当該地位に基づく権利義務の一切について、第三者に譲渡したり、売買、貸借、担保に供しないものとします。

第18条 知的財産権

1. 弊会に関連するすべてのテキスト、映像、写真等から成るデジタルコンテンツ、プログラム等の著作権、特許権、商標および商号並びに弊会のすべての知的財産権及びノウハウは、弊会若しくは弊会に利用許諾をした原権利者に属し、会員はこれらの権利を侵害する行為を一切行わないものとします。
2. 会員が前項の規定に違反した場合、弊会及び原権利者は、当該会員に対して、損害賠償請求その他の法律上の請求ができるものとします。原権利者と当該会員との間で紛争が生じた場合、当該会員は自己の責任と費用において解決し、弊会には一切損害を与えないものとします。

第19条 情報の管理

1. 弊会は、会員が投稿した文章、画像その他の情報について、会員が次の各号のいずれかひとつにも該当し、もしくは該当するおそれがあると判断した場合には、会員の承諾なくこれを削除することができるものとします。
 - (1) 当該情報が弊会および第三者の知的財産権あるいはその他の法的に認められた権利や第三者のプライバシーを侵害し、または弊会および第三者の名誉もしくは信用を棄損していると認められた場合
 - (2) 当該情報が第三者の知的財産権やその他の法的に認められた権利や第三者のプライバシーを侵害し、または第三者の名誉もしくは信用を毀損しているとの報告を弊会が受け、報告内容を弊会が妥当であると判断した場合
 - (3) 法令に違反していると認められた場合
 - (4) 公的機関より削除するよう要請を受けた場合
 - (5) 上記の他、弊会が不適当と判断した場合

一般社団法人日本糖質制限医療推進協会 賛助会員規約

2. 会員は、投稿した文章、画像等の内容、およびこれに含まれる知的財産権(著作権法第21条から第28条までに規定される権利を含む)、その他の権利につき、弊会および弊会の指定する者に対して、これらを日本国内および日本国外において無償で期限なしに非独占的に利用する一切の権利(第三者に対して再許諾する権利を含みます)を許諾します。また、弊会が指定する第三者に対して一切の権利(第三者に対して再許諾する権利を含みます)を行使しないことを承諾し、かつ、会員は、弊会および弊会の指定する者に対して著作者人格権を一切行使しないことを承諾します。

第20条 禁止事項

1. 会員は、弊会を利用して次の行為を行わないものとします。
 - (1) 弊会の運営を妨げ、その他弊会主催イベント等に支障をきたす恐れのある行為
 - (2) クレジットカードを不正使用して会員特典を利用する行為
 - (3) ID およびパスワードを不正に使用する行為
 - (4) 他の会員、第三者もしくは弊会に迷惑、不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらの恐れのある行為
 - (5) 他の会員、第三者もしくは弊会の知的財産権、プライバシーその他の権利を侵害する行為、またはそれらの恐れのある行為
 - (6) 広告、宣伝、営業活動その他営利を目的とする行為
 - (7) 公序良俗に反する行為、その他法令に違反する行為、またはそれらの恐れのある行為
 - (8) 上記の他、弊会が不相当と判断する行為

第21条 退会

1. 会員は、退会を希望する場合には、弊会所定の方法で届け出るものとします。
2. 退会の届け出と同時に、会員は利用状況に関係なく会員特典の提供を受ける一切の権利を失うものとし、権利に基づく請求等は一切できないものとします。

第22条 会員資格の停止

1. 弊会は、会員が次の各号のいずれかひとつにも該当し、もしくは該当するおそれがあると判断した場合、会員に事前通知することなく会員特典の利用停止または会員登録を抹消することができるものとします。
 - (1) 会費などの支払債務の履行遅延その他の不履行があった場合
 - (2) 会員登録の承認後、会員が、第5条3項(会員登録)に規定する事由に該当することが明らかとなった場合
 - (3) 第20条(禁止事項)に違反する行為を行った場合
 - (4) 上記の他、本規約に違反した場合
2. 前項に基づく会員特典の利用停止または会員登録の抹消により、会員が不利益、損害を被ったとしても、弊会は一切責任を負いません。

第23条 会員特典提供の中断、停止

1. 弊会は、次の各号のいずれかに該当する場合、会員に何ら事前に通知や承諾なく会員特典の一部もしくは全部を、一時中断または停止することがあります。
 - (1) 会員特典提供のための設備、システムの保守点検・更新を、定期的または緊急に行う場合
 - (2) 火災、停電、天災、事変などの不可抗力により、会員特典の提供が困難な場合
 - (3) 法令・行政機関等の指示または命令により、会員特典提供の一時中断または停止を行う必要がある場合。
 - (4) その他、弊会が運用上または技術上の理由から会員特典提供の一時中断または停止が必要であると判断した場合。
2. 弊会は、会員特典提供の一時中断、停止等の発生により会員が被ったいかなる不利益、損害についても、理由を問わず一切の責任を負わないものとします。

第24条 会員特典の変更

弊会は、弊会の都合により、会員の事前の承諾なく会員特典の全部または一部を変更できるものとします。

第25条 会員特典の終了

1. 弊会は、弊会の都合により、会員の事前の承諾なく会員特典の全部または一部を終了できるものとします。
2. 弊会は、会員特典の終了により会員が被ったいかなる不利益、損害についても、理由を問わず一切の責任を負わないものとします。

一般社団法人日本糖質制限医療推進協会 賛助会員規約

第26条 免責

1. 弊会は、弊会会員資格を適正に利用して購入した有料会員特典の瑕疵に関して法律上何らかの責任を負う場合であっても、その責任は、請求原因の如何にかかわらず、会員に直接かつ現実に発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつ、当該有料会員特典の価格を上限とするものとします。
2. 弊会は安定して会員特典を提供できるよう最善を尽くしておりますが、万が一予期せぬ要因で会員特典を利用できない状況が生じたとしても、契約の不履行には該当しないこととし、返金は一切致しません。
3. 各有料会員特典は、すべての利用環境において利用可能な状態であることを保証しているものではありません。会員の利用環境により利用できない場合があったとしても契約の不履行には該当しないこととし、返金は一切致しません。
4. 弊会は、前項の責任を除いては、会員特典提供に関連して発生した会員のいかなる損害(逸失利益を含む)についても、一切責任を負わないものとします。
5. 弊会は、弊会ウェブサイト、ブログ、イベント等を通して提供する情報については十分に注意・確認をした上で掲載しますが、情報の正確性・有用性・適合性等については一切保証しません。
6. 会員が、弊会を利用することにより、他の会員、第三者または弊会に対して損害等を与えた場合、あるいは会員もしくは利用者と他の会員または第三者との間で紛争が生じた場合、当該会員は自己の責任と費用でかかる損害を賠償またはかかる紛争を解決するものとし、弊会に何等の迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとします。

第27条 会員情報の取り扱い

1. 弊会は、弊会入会に関連して知り得た会員の個人情報について、個人情報保護法および弊会社内規定に基づき、適切に取り扱います。
2. 弊会は、個人情報を、以下の利用目的の範囲内で取り扱います。
 - (1) 弊会が、会員に対して各種会員特典等を提供するため
 - (2) 本サービス以外の弊会のサービス、コンテンツの案内メールを送付するため
 - (3) お問い合わせ対応、連絡・通知、管理などの組織運営のため
 - (4) その他、会員から得た同意の範囲内で利用するため
3. 会員は、登録した個人情報についての開示、変更、解約等の手続きは、弊会所定の方法で直接手続きを行うものとし、
4. 弊会は、契約等により個人情報を適切に管理するよう義務付けた業務委託先に対して決済業務を含めた個人情報の取り扱いを委託することがありますが、会員の個人情報は、弊会規定に基づき、第三者への漏洩、流出または滅失等が行われないよう万全な保護体制を構築して厳重に管理します。
5. 会員の個人情報は、弊会退会後、一定期間経過後に速やかに消去します。

第28条 協議解決の原則および専属的管轄裁判所

1. 会員と弊会との間で問題が生じた場合には、会員と弊会の間で誠意をもって協議するものとします。
2. 協議しても解決しない場合、京都地方裁判所を専属管轄裁判所とします。

第29条 可分性

何らかの事情により、本規約の一部が効力を有しないとされた場合でも、残りの部分は引き続き効力を有するものとします。

第30条 準拠法

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

付則

本規約は2013年5月1日実施

一般社団法人 日本糖質制限医療推進協会